

質 疑 応 答 書

件 名 石巻市役所ほか6 総合支所で使用する電力の供給

質 問 事 項	回 答
1 内訳書に入力する各単価は税込・税抜のどちらになりますでしょうか。 税抜単価で入札金額を算定する場合、実際の契約は税込単価となり、消費税額を乗じることとなりますので小数点第 3 位以下に端数が生じた場合は切り捨てる認識で問題ないでしょうか。	「税込み」となります。
2 内訳書の記載に関して、基本料金単価や従量料金単価は小数点以下 2 位まで表示してよろしいでしょうか。	公表している「積算内訳書（参考）」をご参照ください。この場合、小数点以下2位まで表示となります。
3 入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理については以下の端数処理を使用してよろしいでしょうか。 ① 基本料金＝契約電力×単価×力率（小数点 3 位以下切り捨て） ② 電力量料金＝使用電力量×単価（小数点 3 位以下切り捨て） ③ 燃料費等調整（燃料費調整単価＋市場価格調整単価）＝使用電力量料金×単価（小数点 3 位以下切り捨て） ④ 再エネ賦課金＝使用電力量×単価（円未満切り捨て） ※③④は入札時の算定に含む場合 ⑤ 月合計＝【①、②および③の料金の合計（円未満切り捨て）】＋④	公表している「積算内訳書（参考）」をご参照ください。この場合、①②について小数点 3 位以下切り捨てとなります。 なお、③④は入札時の算定に含みません。
4 複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込み金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらになりますでしょうか。	公表している「積算内訳書（参考）」をご参照ください。この場合、税込単価での積算となります。
5 入札金額の算定時に力率は 100%で計算してよろしいでしょうか。	仕様書 2 （7）に記載のとおり。
6 入札金額の算定時には、燃料費等調整額を含みますでしょうか。また、燃料費等調整額には市場価格調整額を含んだ額になりますでしょうか。 含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示ください。	含みません。

7 入札金額の算定時には、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みますでしょうか。含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示いただけますでしょうか。	含みません。
8 内訳書は、入札書と同封してよろしいでしょうか。 同封する場合、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。	問題ありません。留め方や箇所、割り印等の指定はありません。
9 入札書に記載する日付は作成日を記入してよろしいでしょうか。	入札日（開札日）を記載してください。
10 弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。 その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。	再度入札となった場合に辞退届をご提出ください。
11 現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。（適当な単価設計のため必要な情報となりますのでご教示ください） 例 ○○電力 業務用電力、高圧電力等	東北電力株式会社 業務用電力
12 本契約において、予備電力のご契約は予定されていますでしょうか。ある場合、種別は予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	予定はありません。
13 本契約において、自家発補給電力の契約を予定されていますでしょうか。ある場合、内訳書に記載するのは使用月と不使用月のどちらになりますでしょうか。	予定はありません。

	1 4 契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか下記ご確認をお願いいたします。 (500kW 未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせていただきます。 (500kW 以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間をいただきます。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。) (500kW 以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去 12 か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間をいただきます。 管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)	予定はありません。
	1 5 協議制契約(500kW)の場合契約電力変更を1年間以内に2回以上行う等、お客様起因にて供給地点エリアの送配電事業者より違約金を請求された場合は弊社より違約金相当分をご請求させていただきますがよろしいでしょうか。	想定しておりませんが、必要に応じて協議の対象とします。

16 請求書の表記について、 【繰上検針(計量日1日)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025 年 4 月 1 日から 2025 年 4 月 30 日まで使用した電気料金は、2025 年 4 月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2025 年 4 月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 【分散検針(計量日1日以外)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025 年 4 月 18 日から 2025 年 5 月 17 日まで使用した電気料金は、2025 年 5 月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2025 年 5 月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。	特に問題ありません。
17 弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。(入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません) 契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)が公表している最新の約款(以下、みなし小売約款)に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。 また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますがよろしいでしょうか。	算定方法については、お見込みのとおりです。また、算定方法の継続については、特に問題ありません。
18 燃料費等調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。	必要に応じて協議の対象とします。

19 「、当該地域を管轄する「一般送配電事業者」に相当する者が定める「託送供給等約款」に相当する条件による。」と記載がございますが、一般送配電が定めているのは「最終保障約款」のみとなっており、「最終保障約款」は通常、何らかの理由で小売電気事業者と契約できない需要家が契約をするものになります。 燃料費調整額も最終保障約款のほうが割高になることから弊社としてはみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）の標準供給条件（電気標準約款）の燃調費調整制度に準じたいのですが問題ございませんでしょうか。 上記対応が不可能な場合は入札への参加が出来かねる場合がございます。	特に問題ありません。
20 弊社の請求書の発行は、原則、検針日から 8～10 営業日迄に発行させていただき、15 営業日迄に原本の到着（請求書の原本郵送が必要な場合に限る）とさせていただいております。ご了承いただけますでしょうか。	特に問題ありません。
21 支払期日について、下記期日をお願いしております。ご了承いただけますでしょうか。 【銀行振込の場合】検針日から30日以内（検針日から30日以内が難しい場合は、請求書到着より30日以内） 【口座振替の場合】繰上検針で当月27日、分散検針で翌月14日（2～15日）と翌月27日（16～31日）にお振替	ご提示のあった支払期日の例としましては、請求書到着より30日以内の銀行振込を想定します。
22 弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード可能）	特に問題ありませんが、Webページへのアクセスに際し、当市のセキュリティ要件に該当する場合がありますので、落札後に協議の対象とします。
23 お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。	銀行振込となります。
24 【銀行振込を選択される場合はご回答ください】分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。	分割請求、分割振込を行う予定はありません。

25 弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。 また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。	落札後、必要に応じて協議の対象とします。
26 契約書の取り交わし（双方押印・原本到着）期日はございますでしょうか。 弊社では、内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになる予定です。指定の期日内での対応ができかねる場合は提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。（契約締結日は指定いただけます。）	契約締結は、落札決定後7日以内となっております。
27 契約書（案）を交付いただくことは可能でしょうか。弊社では上記の理由により、契約書の取り交わしに一定のお時間を頂戴する予定のため、事前に契約書案をいただくことでスムーズな取り交わしができると考えております。	落札後とさせていただきます。
28 電力切替のお手続きが供給開始の15営業日前までに不備のない状態で手続きを終える必要があります。落札後の手続きとして下記の流れになります。 ①請求書データより、必要な情報を弊社にて記載した申込書の作成（契約名義・供給地点番号・契約会社・契約会社お客様番号） ②弊社記載後各拠点のご担当者様情報（所属部署・名前・メールアドレス）と各需要場所の主任技術者様の情報（所属会社、担当者名、電話番号）等を申込書に記載頂く ③現供給電力会社および送配電への連携（供給開始前15営業日以内※不備のない状態） 上記対応が必要なため、「供給地点情報が記載されている請求書」を3営業日以内にいただきたいのですが、ご対応可能でしょうか。 また電気事業法上、各需要場所の主任技術者様の情報を取得するため、②をご用意するまでにあらかじめご確認とご用意をお願い致します。	特に問題ありません。

29 基本料金や従量料金を一般送配電事業者の託送供給約款を基に算出しております。入札を行った日時以降に当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給約款に変更による原価上昇があった場合、弊社の基本料金や従量料金単価などの各単価もそれに伴い変更となります。変更があった場合には単価の変更に関して協議させていただけますでしょうか。	必要に応じて協議の対象とします。
30 R8年4月以降電力量料金単価の変更を予定している。これに伴いR8年2・3月とR8年4月以降契約単価を変更しても良いでしょうか。	必要に応じて協議の対象とします。
31 付帯サービスとして割引を適用する場合、追記する形で割引表示枠を設けても良いでしょうか。	入札公告 7 入札の方法等 (2) に準じた計算方法としてください。内訳書に記載の単価契約となることに留意してください。
32 弊社は管轄する旧一般送配電事業者の燃料費等の計算方法を採用しておりますが、2026年4月以降に燃料費等調整単価変更に基づき、それ以前と以後の単価に変更が生じます。内訳書は1つの価格しか反映されないようになっておりますが、基本料金、従量単価を分けた計算方法を採用してもよろしいでしょうか。	入札公告 7 入札の方法等 (2) に準じた計算方法としてください。内訳書に記載の単価契約となることに留意してください。
33 燃料費等調整単価について 請求金額算定に伴う、燃料費等調整単価については、東北電力高圧用に適用される値を採用との認識でお間違いないでしょうか。(参照：2025 年10 月分 -11.15 円、同9 月分 -11.36 円) ご参照 東北電力 燃料費等調整単価表について：https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/attempt/adjust/adjust_value/	お見込みのとおりです。
34 その他 請求書について 請求書について印影なし（代表者名、責任者・担当者名および連絡先記載）が通常となりますが、ご了承いただけますでしょうか。印影がやむを得ず必要の場合、電子印（法人印）のご対応となります。	特に問題ありません。

	35 電気不使用時 電気をまったく使用しない月の基本料金は、半額算定としてもよろしいでしょうか。半額算定の計算式は、以下のとおりです。 〈計算式〉基本料金（未使用月）＝契約電力（kw）×基本料金単価（円）× 0.5	想定しておりませんが、必要に応じて協議の対象とします。
	36 燃料費等調整単価について 当該地域を所轄するみなし小売り電気事業者が、燃料費等調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、弊社においても同様に見直しを行う可能性があります。その場合、契約単価（基本料金・従量料金単価）と燃料調整費について、協議に応じて頂けますでしょうか。	必要に応じて協議の対象とします。
	37 請求書アップロードタイミングについて 弊社の毎月の請求書発行は検針日にかかわらず月初（第6～10営業日）となりますがご了承くださいいただけますでしょうか。 （例）毎月1日検針の場合：3月1日検針日から4月1日検針日前日ご使用分は4月の第6～10営業日請求書発行 毎月1日以外での検針の場合：3月15日検針日から4月15日検針日前日ご使用分は5月の第6～10営業日請求書発行 ※上記例の検針日はあくまでも参考です。	特に問題ありません。
	38 契約料金について 地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。	必要に応じて協議の対象とします。
	39 契約締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。	必要に応じて協議の対象とします。
	40 お客さまにはお客さま専用Webページにて電子請求書をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード）	特に問題ありませんが、Webページへのアクセスに際し、当市のセキュリティ要件に該当する場合がありますので、落札後に協議の対象とします。
	41 開札結果について、公開方法、公開範囲および公開予定時期を教えてください。	開札日当日に入札参加者へ電子メール等にて通知します。